

農林水第219号
監第849号
令和2年（2020年）2月28日

熊本建設業団体各位

熊本県農林水産部長
熊本県土木部長

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について

このことについて、県（農林水産部及び土木部）が発注した建設工事、測量、設計等（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、令和2年（2020年）2月27日付け農林水第215号・監第831号により、お知らせしたところですが、同感染症の感染拡大防止に向けた更なる対応として、既契約の工事等に係る一時中止措置等に関し、別添のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体会員へ周知くださるようお願いいたします。

具体的には、感染者の発生の有無に関わらず、受注者の感染拡大防止の意向により、工事等の一時中止措置等を行うこととし、そのため、発注機関が受注者に対して工事等の一時中止や工期等の延長の意向確認を行います。